

三田市まちづくり基本条例策定委員会（第10回小委員会）傍聴者感想まとめ

平成23年12月13日開催

【原文どおり（注：記載内容のうち、個人が特定できる内容については一部修正しています。）】

- ・「地域コミュニティ」に込められている実態が、「地域自治協議会」であるのに、その様に表記することを殊更避けている点を改善しなければ、市民主体のまちづくりの本質を表すことは出来ません。従って表現の変更を求めます。
- ・ 地域自治協議会の代表を民主的な方法で選ぶ事に違和感を覚えるとの発言があったが、地域住民の総意を確認する場（総会or代議制の総代会等）で承認・決議されれば、民主的な手法であるとするのが、一般的解釈である。
- ・ 地域自治協議会→地域まちづくり協議会と読み替えては？

- ・ 前文は、委員長が案を早く提示するべきではないのか。
- ・ 職員の地域担当制が解説に盛り込まれたことについて説明がなかった。市長の公約だから急に解説に入れたのか？
- ・ 用語の定義で、市の定義は必要ないのでは。条文の中ではその都度、「市議会及び市長等」と書くべき。その方がわかりやすい。「市長等」こそが「市」と定義されるべきものではないのか。
- ・ 5号委員の「総合計画の位置付け」の説明は、理解できなかった。入れるところがないのなら第1章の中に入れてもよいのでは。
- ・ 地域担当制の役割は、朝来市のように、地域が自立した組織を何年かかけて立ちあげ、育むことをサポートすることであると思う。各地区1人では足りない。
- ・ 地域自治協議会は地域が主体となって、「地域でしかできないことをやるための組織」なのではないか。行政依存体質の脱却が求められていると思う。